

## 豊島区保育所等指導検査実施要綱

令和 5 年 4 月 1 日  
子ども家庭部長決定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「児童福祉法等」という。）その他法令等の規定に基づき、認可保育所、地域型保育事業の事業所及び認定こども園又はこれらを運営する事業者等（以下「保育所等」という。）に対して豊島区（以下「区」という。）が実施する指導検査について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法等の定めるところによる。

### (指導検査の目的)

第 3 条 指導検査は、児童福祉法等のほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 4 年豊島区条例第 42 号）、豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 31 号）、豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 32 号）、豊島区子どもの権利に関する条例（平成 18 年豊島区条例第 29 号）、その他法令（以下「関係法令」という。）に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び区が別に定める指導検査に係る基準、方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、保育所等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって区における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

### (指導検査の基本方針等)

第 4 条 指導検査が形式的、画一的なものに陥ることのないよう、指導検査で発見した問題点の発生原因及び是正策を明らかにし、指導検査の対象者が適正な運営と子どもの適切な処遇を確保できるよう、具体的な助言及び指導を行うものとする。

2 指導検査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導検査の実施年度において重点的に指導検査を実施する項目その他当該年度における指導検査の実施方針（以下「指導検査実施方針」という。）

(2) 指導検査の対象とする項目、根拠である法令等、評価事項その他必要な事項を記載した指導検査の基準（以下「指導検査基準」という。）

なお、検査基準における評価の区分は、別表に掲げる評価区分に沿って定める。

(3) 指導検査の実施の時期、対象者等に係る年間の計画表（以下「指導検査実施計画」という。）

- 3 適正な指導検査を実施するため、指導検査実施方針、指導検査基準及び指導検査実施計画について、必要に応じて、指導検査の結果を踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 指導検査を実施するときは、社会福祉法人に対する指導検査（豊島区社会福祉法人指導監査実施要領）における指摘事項を把握した上で行うものとする。

（指導検査の対象）

第5条 指導検査の対象は、次に掲げる施設及び事業とする。

- （1） 認可保育所
- （2） 地域型保育事業
- （3） 認定こども園

（指導検査の種類）

第6条 指導検査を実施するときは、集団指導、一般指導検査及び特別指導検査の3種類に区分して行うものとする。

（集団指導）

第7条 区長は、保育所等に対し、指導検査基準の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式により年1回実施する。

- 2 区長は、集団指導を実施する場合は、集団指導を実施する旨、その日時、場所、予定される指導内容及びその他必要事項を記載した通知を保育所等に送付する。

（一般指導検査）

第8条 一般指導検査は、原則として指導検査に係る事項の全体について指導検査実施計画に基づき、指導検査の対象者の設置する施設において、当該施設ごとに実施する。ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査に係る事項を限定して定め検査することができるものとする。

- 2 保育所等の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、指導検査実施計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。
- 3 一般指導検査の結果から継続して一般指導検査が必要と認めるときは、一般指導検査を臨時に実施するものとする。
- 4 新たに開設された保育所等に対する最初の一般指導検査については、当該開設後2年に満たない時期に実施する。
- 5 区長は、一般指導検査中に、次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに特別指導検査に移行するものとする。

- （1） 法令又は区の基準等に著しく違反している状態が確認され、当該施設又は事業を利用する者の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- （2） 委託費、地域型保育給付費、扶助費等の請求に不正又は著しい不当性が認められる場合

（特別指導検査）

第9条 特別指導検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、指導基準のうち特定の検査対象項目を定め、重点的かつ継続的に改善がなされるまで、当該保育所等において実施する。

- (1) 関係法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、保育所等の運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 一般指導検査により指導等を行った事項について、改善が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(調査書等の提出)

第10条 区長は、保育所等に対し、保育所等の運営状況等について調査するために保育所等調査書（以下「調査書」という。）を送付し、指定期限までに調査書及び関係資料の提出を求める。

(一般指導検査の実施手順)

第11条 区長は、一般指導検査を実施しようとするときは、あらかじめ保育所等に対し、検査対象項目に関する状況の確認に必要な資料の提出を求めるとともに、保育所等に対し、別記第1号様式による実地検査実施通知書（以下「実施通知書」という。）により通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育所等の運営等に問題が発生した場合又は通報、調査書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合には、指導検査の開始時に実施通知書を提示するなどの方法により一般指導検査を行うことができる。
- 3 一般指導検査は、原則として職員2名以上の検査員が指導検査基準に基づき実施する。
- 4 検査員は、一般指導検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、保育所等に検査結果を講評し、改善すべき事項がある場合は、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合などは、現地での講評を行わず、関係者を招致して講評を行うことができる。
- 5 一般指導検査の実施に当たっては、必要に応じて、関係部課の職員又は保育所等に関係する者に対し、一般指導検査の立会いを求めるとともに、必要事項の調査及び照会を行う。

(一般指導検査後の取扱い)

第12条 検査員は、一般指導検査終了後、結果を速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、一般指導検査の結果について、保育所等に対し、指摘する事項がない場合又は評価区分がA又はBの場合にあつては別記第2号様式による実地検査結果通知書により、改善を要する事項が認められた場合（評価区分がCの場合）にあつては別記第3号様式による実地検査結果通知書により通知する。
- 3 区長は、前項の規定により、別記第3号様式による実地検査結果通知書により通知するときは、保育所等に対し、原則として30日以内に別記第4号様式による改善状況報告書（以下「報告書」という。）を提出するよう求める。なお、社会福祉法人においては、当該検査結果を理事会で報告させ、その理事会の議事録の写しを提出させるものとする。
- 4 区長は、提出を受けた報告書の内容を確認し、継続して指導検査の必要があると認めるときは、再度一般指導検査を実施するものとする。
- 5 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の

実施対象とする。

(特別指導検査の実施手順)

- 第13条 区長は、特別指導検査を実施しようとするときは、あらかじめ保育所等に対し、実施通知書により通知する。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に実施通知書を提示する等の方法により通知する場合には、この限りではない。
- 2 特別指導検査は、原則として副参事以上の職にあるものを長とする検査員3名以上で実施する。なお、副参事以上の職にあるものを除く検査員のうち1名以上は、係長級以上の職にあるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、保育所等の状況により適宜体制を再編し、又は専門員を加えて特別指導検査を実施することができる。
  - 4 特別指導検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的に、又は改善が図られるまで継続的に実施する。
  - 5 検査員は、特別指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、保育所等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して講評を行うことができる。
  - 6 区長は、特別指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係部課の職員又は保育所等に関係する者に対し、特別指導検査の立会いを求めるとともに、必要事項の調査及び照会を行う。

(特別指導検査後の措置)

- 第14条 検査員は、特別指導検査終了後、結果を速やかに区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、特別指導検査の結果について、保育所等に対し、理由を付して文書で通知する。
  - 3 区長は、特別指導検査の文書指摘事項について、保育所等に対し、原則として30日以内に報告書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。なお、社会福祉法人においては、当該検査結果を理事会で報告させ、その理事会の議事録の写しを提出させるものとする。
  - 4 区長は、報告書が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより必要な改善を勧告する。
  - 5 区長は、前項の規定による勧告によってもなお改善が図られないとき、又は改善の見込みがなく、かつ、児童福祉の観点から有害であると認められるときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
  - 6 区長は、保育所等の利用者に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく処分の手続を進める。

(指導検査結果の提供)

- 第15条 指導検査の結果は、適宜集約し、関係課及び東京都等関係機関に提供する。

(指導検査に係る情報の公開)

第16条 区長は、法令等により非公開とされる場合を除き、指導検査に関する情報の公開に努める。

(身分証明書の携帯)

第17条 指導検査の検査員は、その身分を示すため、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定める証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(要綱の適用除外)

第18条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

別表 評価区分（第4条第2項第2号関係）

評価区分	評価形態	考え方
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

第 号  
年 月 日

代表者 様

豊 島 区 長

実地検査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実地検査を実施しますので通知します。

記

- 1 検査対象 (施設名)
- 2 実施年月日  
年 月 日 ( 曜日) 時から
- 3 検査員職氏名
- 4 準備書類
- 5 留意事項
- 6 検査の根拠法

第 号  
年 月 日

代表者 様

豊 島 区 長

実地検査の結果について（通知）

付 第 号に基づき実施した下記の実地検査においては、文書により指摘する事項は認められませんでした。

なお、検査当日、口頭により指導した事項については、速やかに改善を図ってください。

記

1 検査対象  
（施設名）

2 検査実施日  
年 月 日

代表者 様

豊 島 区 長

実地検査の結果について（通知）

付 第 号に基づき実施した下記の実地検査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

については、貴法人理事会において審議の上、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。

記

1 検査対象

（施設名）

2 検査実施日

年 月 日

3 改善報告

（1）提出書類

ア 改善状況報告書

イ 添付書類

改善状況を確認できる資料

理事会議事録（写）

（2）報告期限

この文書の到達から30日以内

（3）提出方法

4 提出先



### 実地検査結果通知書

検査対象 \_\_\_\_\_

検査年月日 \_\_\_\_\_

項目	改善を要する事項

第 号  
年 月 日

豊島区長 様

（設置者・代表者名）

印

改善状況報告について

年 月 日付 第 号により通知のあった改善を要する事項について、別紙のとおり報告します。

記

1 検査対象

（施設名）

## 改善状況報告書

経営主体 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

分野	改善を要する事項
	事項別改善状況（又は方策）
	改善の時期（期限）

## 記載上の注意

- ・改善を要する事項…実地検査結果通知書の「改善を要する事項」の全文を転記すること（根拠法令等の記載は不要）。
- ・改善状況又は方策…改善状況又は方策について、具体的に記載すること。
- ・時期（期限）…「〇月〇日以降改善済」又は「改善中」、「〇月〇日までに改善する予定」等、記載すること。